

# 令和7年度 吹田市展示会等出展事業補助金募集要項

## 1 概要

市内中小企業者の販路開拓支援を目的として、展示会又は見本市等への出展を行った中小企業者に対する出展費用の補助を行うに当たって、補助対象者を募集します。

## 2 補助対象者

- (1) 市内に主たる事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる会社及び個人）であること。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外のもの）であって、事業を営むものをいう。以下同じ。）が所有していること。
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有していること。
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること。
- (2) 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定遊興飲食店営業及び接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。

## 3 補助対象事業

### (1) 補助対象事業

自社の販路開拓を行うために、次に掲げる市の指定する展示会等への出展を行う事業

#### (ア) 会場展示会

令和7年7月1日から令和8年3月31日までの期間に開催される展示会等のうち、次のいずれかに該当するもの

- (a) 東京ビッグサイト、インテックス大阪、幕張メッセ、ポートメッセなごや又はパシフィコ横浜のいずれかを会場として開催されるもの
- (b) 吹田市と産業振興連携協力に関する協定を締結している金融機関（北おおさか信用金庫、池田泉州銀行）が主催するもの

#### (イ) オンライン展示会

令和7年7月1日から令和8年3月31日までの期間に製品情報等が新規に掲載されるオンライン展示会のうち、次の要件を全て満たすもの

- (a) 自社が開催（共催を含む。）するものではないこと。
- (b) 国内の団体が主催し、事業概要が日本語で確認できるもので、日本円で支払いを行うもの
- (c) 主催者から出展料の請求を受けるものであること。

（会員特典で出展の権利が付与される場合の会員費用等は含まない。）

## (2) 注意事項

### ア 展示会等の内容・出展申込について

出展を希望する展示会等の具体的な内容は、主催者の公式ホームページ等で確認してください。また、展示会等の出展申込や出展契約は各自で行ってください。

### イ ハイブリッド開催の展示会等について

会場、オンラインの両方で実施するものは両方の経費が対象となります。

### ウ 展示会等の出展キャンセル等について

展示会等が中止になった場合や、出展を取りやめた場合は、補助対象となりませんので、御注意ください。また、補助金の不採択等が理由で出展をキャンセルされる場合であっても、本市はその展示会等への出展申込及び出展契約に関して一切の責任を負いません。

### エ 完了報告について

採択された事業者は、会場展示会に出展する場合は出展期間終了後、オンライン展示会の場合は製品情報等の掲載後、令和8年3月31日までに、出展費用の支払いを完了させ、補助金の交付申請を行ってください。

### オ 国、大阪府等から補助金を受ける場合について

国等から補助金を受けている事業及び受ける見込みのある事業は、補助対象外です。

## 4 補助対象経費

### (1) 会場展示会

#### ア 展示会等の主催者が定めるブースの出展料等

#### イ 出展者が出展ブース等において独自に行う、必要な設備設置、電気工事、装飾工事に係る費用

#### ウ 出展者が出展ブース等において独自に行う、展示物の設置及びPR等に必要な機材等のリースに係る費用

### (2) オンライン展示会

展示会ホームページへ掲載するために主催者に支払う費用

※会員特典で出展の権利が付与される場合の会員費用等を除く。

## 5 補助金の額等

### (1) 補助金の額

上限額 20 万円（補助率 2 分の 1）

### (2) 補助金交付回数

1 事業者は 1 展示会等への出展についてのみ申請可能

## 6 申請方法

### (1) 提出書類

- ア 展示会等出展事業計画承認申請書【様式第 1 号】
- イ 企業概要書【様式第 2 号】
- ウ 出展事業計画書【様式第 3 号】
- エ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- オ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
- カ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類
- キ 展示会等へ出展する製品・技術等が明確に分かる、写真等含む資料
- ク 展示会等の出展申込書の写し
- ケ 展示会等の開催概要
- コ 展示会等の出展に要する費用が分かる見積書の写し等

※ア～ウは、吹田市のホームページから各様式をダウンロードして使用してください。

※カは市町村民税（各市町村発行）に関する書類です。国税（各税務署発行）の納税証明書ではありませんので御注意ください。

※出展予定の展示会等の申込期間の関係等で、ク～コの書類が提出できない場合は、申請時にはア～キの書類のみの提出で構いませんが、ク～コの書類については出展申込後に速やかに提出してください。

### (2) 提出方法

(1)の書類を、地域経済振興室へ E メール又は郵送（レターパックライト）で提出してください。

※E メールでの提出の場合は、ファイル名を(1)の書類名にしてください。

※郵送の場合は、原則 A 4 サイズでア～コの順にクリップ留めしてください。

### (3) 受付期間

令和 7 年 4 月 21 日（月）～ 5 月 30 日（金）

（5 月 30 日（金）必着ですので、余裕を持って提出するようお願いします。）

## 7 補助対象事業者の選定

### (1) 選定事業者数

10 者程度（申請状況により予算額の範囲内での選定となります。）

(2) 選定方法

選定事業者は、学識経験者や外部の有識者で構成する「吹田市展示会等出展事業補助金交付対象事業者選定会議」での意見を受けて、決定します。

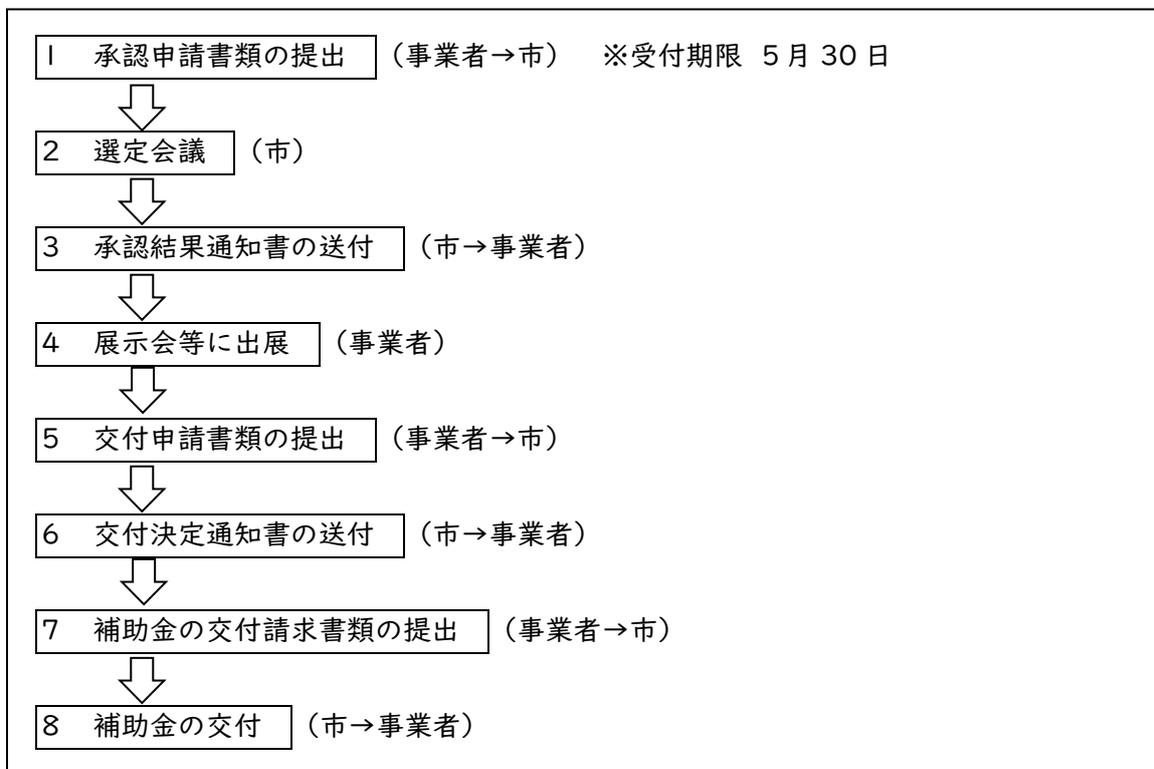
選定に当たっての評価項目は、出展する製品や技術の市場性、特徴、強み等をはじめ、展示会等において自社の製品や技術をPRするに当たり、どのような工夫を凝らしているか等としております。それらを踏まえ、3(1)の提出書類の内容により総合的に判断して選定するものとしております。

なお、審査内容に関する問合せには応じられませんので、あらかじめ御了承いただきますようお願いいたします。

(3) 選定結果

7月上旬頃に、文書にて申請者に個別に通知します。

**8 補助金交付手続きの流れ**



**9 申込み・問合せ先**

吹田市都市魅力部地域経済振興室 企業振興担当  
〒564-8550 吹田市泉町1-3-40  
電話番号 06-6170-7217  
メールアドレス sanro\_s@city.suita.osaka.jp